

| | |
|--------|-----------------------------|
| 情報提供日 | 平成 26 年(2014 年)10 月 2 日 |
| 問い合わせ先 | 政策部市民相談室 (能登) |
| | 918-5002(ダイヤルイン) 内線 2277 |

報道機関 各位

明石市における無戸籍者支援策について

法務省が平成 26 年 7 月 31 日に国として初めて無戸籍者についての実態調査を開始したことを受け、明石市においても、関係部署が連携して本格的な実態調査を行うとともに、以下の 5 つの支援策を実施します。

1 相談窓口の開設

10 月 1 日から、市の総合相談窓口である市民相談室に「無戸籍者のための相談窓口」を開設し、無戸籍問題について実績のある民間団体による無料相談を実施します。

2 総合的支援の実施

無戸籍者に対し、生活支援や教育支援を含め、行政として現行法上可能な範囲での総合的支援を実施します。教育支援については、10 月 3 日から、教員 O B を活用して、対象者の必要に応じて、初歩的な読み・書き・計算等の支援を行います (別紙参照)。

3 精通弁護士の紹介

調停申立などの法的手続が必要な無戸籍者に対し、無戸籍問題に精通している弁護士を紹介するなどの法的支援を行います。

4 職員研修の実施

戸籍担当職員のみならず、福祉や保育などの関係部署の窓口職員に対し、戸籍がない場合における行政サービスの取扱いや戸籍に記載するための手続等についての研修を実施します。

5 市民周知の徹底

市の広報紙やホームページなどを活用して、無戸籍についての市民への周知を図ります。

| |
|--|
| 記者提供資料 |
| 平成26年(2014年)10月2日 |
| 教育委員会事務局学校教育課 学校教育課長(近藤) 918-5055(直通) 内線3411 |

報道機関各位

明石市無戸籍者教育支援制度について

1 趣 旨

法務省が平成26年7月31日に国として初めて無戸籍者についての実態調査を開始したことを受け、明石市においても、関係部署が連携して本格的な実態調査を行うとともに支援策を実施する。

その支援策の一つとして、明石市無戸籍者教育支援制度を実施する。具体的には、無戸籍者については、進学や就職が困難になるなど生活面で重大な不利益を被っていることから、そのような不利益などを解消するため、教育面での必要なサポートを行う。

2 対象者

明石市在住または明石市在勤の無戸籍者

3 指導員

教員OB

4 支援内容

対象者の必要に応じて、初歩的な読み・書き・計算等の支援を行う。

5 派遣期間

5回程度(1回につき2時間)を原則とする。

6 支援場所

明石市役所または明石市教育研究所

7 その他

この制度は、平成26年10月から実施する。